平成２９年（フ）第１２１号
山形県西村山郡朝日町大字宮宿160番地１、前住所愛知県岡崎市小呂町字６丁目９番地レインボーヒルⅡ　201
破産者　成原　佳紀（旧姓栢沼）
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９０号
神奈川県藤沢市村岡東３丁目６番地の２　エミネンスコートＢ102号、破産手続開始決定時の住所静岡県三島市谷田小山台1345―45
破産者　國分　成光
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１６号
静岡県浜松市南区寺脇町894―１　プラシードＢ　202号室、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区榎が丘25番地１　ドレッセ青葉台プレエスタ611
破産者　大槻　栄吉
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
愛媛県東温市見奈良1543番地１　レオパレスアベニュー108号
破産者　津嶌　隆一
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５３９号
札幌市中央区南７条西５丁目289番地54　プレジデント薄野710号
破産者　鳥山　　翔
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５５号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―150号
破産者　松重　博則
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０号
岩手県花巻市石鳥谷町関口第５地割58番地３、開始決定時の住所岩手県北上市新穀町１丁目５番48号
破産者　古川　雄太
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４４１号
埼玉県八潮市大字二丁目229番地　フラワーパレス202号
破産者　工藤　慎一
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
埼玉県草加市谷塚仲町170番地３
破産者　佐藤　賢一
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
埼玉県春日部市大場1375番地４　ウイル・ロイヤルⅡ―103号、旧住所埼玉県春日部市大場1375番地４　ウイル・ロイヤルⅡ―205
破産者　羽多野美鶴
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
山梨県甲斐市篠原58番地11　センチュリーハイツ206号
破産者　住吉　義和
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
長野県大町市大町1537番地
破産者　御子柴保行
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１５９号
長野県大町市大町1537番地
破産者　御子柴めぐみ
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１７１号
愛知県稲沢市平和町須ケ谷郷490番地、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町本町６丁目180番地　ローレルスクエア蟹江本町410号
破産者　木村　恵太
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２３６号
兵庫県加古川市野口町北野761番地の１白池マンションⅠ―203号、従前の住所兵庫県加古川市野口町野口815番地の６　メゾンドフレール111号
破産者　永岡　　卓
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３２号
広島市南区西旭町16番２号
破産者　フェイムことブティックゴトウこと後藤　元信
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２号
山口市大内矢田北５丁目３番11号、前住所山口市大内矢田北５丁目７番30号
破産者　吉岡　淳也
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
高知県土佐市高岡町乙3538番４地
破産者　門田　瑠美
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係